

**京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）
地区計画の補正（京都市決定）**

都市計画洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画を次のように補正する。

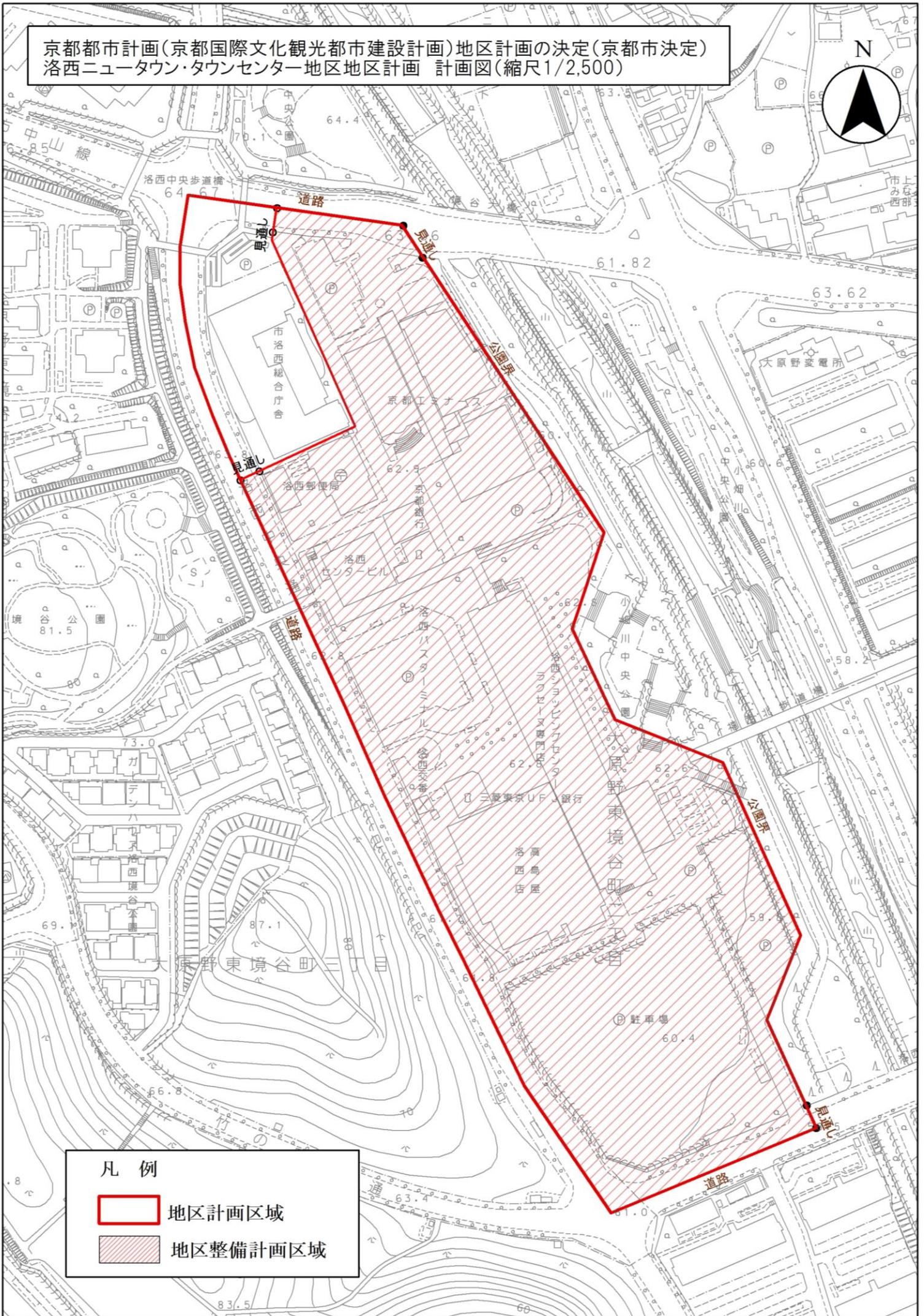
名 称	洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画	
位 置	京都市西京区大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目及び大原野東境谷町三丁目の各一部	
面 積	約 8.4 ヘクタール	
地区計画の目標	<p>当地区は、洛西ニュータウンの中心部に位置しており、洛西ニュータウン計画の基本方針に掲げる「誘引力のある商業施設、公益的施設を集約したワンセンターシステムとし、桂川右岸地域の発展の核とする」ことを目的として整備された地区であり、京都市都市計画マスタープランにおいて「地域の核となる商業サービス機能の充実を図る」こととされ、今後、より一層、周辺地域も含めたまちの核となるタウンセンターとしての機能の維持・充実が望まれる地区である。</p> <p>このような地区において、地区計画を定めることにより、タウンセンターとしての機能の維持・充実と、良質なにぎわいの更なる創造を図る。</p>	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	周辺地域を含めたまちの核となるタウンセンターとしての機能の維持・充実に資する土地利用を図る。
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限により、商業・業務機能及び公共公益施設の更なる充実を図る。
地区整備計画	地区の面積	約 7.5 ヘクタール
	建築物等に関する事項	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 共同住宅 3 工場（建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。） 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業（同項第5号に規定するものを除く。）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業の用に供するもの 5 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの（ゲームセンターを除く。） 6 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎 7 倉庫業を営む倉庫

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

理 由

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）の施行に伴い、地区整備計画に定める建築物等の用途の制限について、記載内容の補正を行うものである。

京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定(京都市決定)
洛西ニュータウン・タウンセンター地区地区計画 計画図(縮尺1/2,500)



凡例

-  地区計画区域
-  地区整備計画区域